

なはまぐろ PR 活動促進及び消費活性化支援業務 業務委託仕様書

1 事業目的

沖縄県は全国有数の生鮮マグロの産地であり、県内水揚げ量の約半数が本市の泊漁港で水揚げされている。本市は平成 22 年 8 月に市の魚を「マグロ」と制定し、平成 30 年 7 月には沖縄県よりマグロ類の拠点産地として認定された。また、令和 5 年度策定した「なはまぐろ」ブランド戦略（以下「ブランド戦略」という。）では、泊漁港において主に漁獲されるクロマグロ、メバチマグロ、キハダマグロ、ビンチョウマグロの 4 種類の天然マグロを「なはまぐろ」としてブランドコンセプトを設定した。

前述の「なはまぐろ」においては、生鮮という高い価値を有しているにも関わらず、認知度の向上が課題であり、その価値を十分に生かしてきていないことが、水産事業者（漁業者、仲卸事業者等）における労働生産性等への寄与が低い状況となっている。これを改善するために、ブランド戦略に基づき「なはまぐろ」が持つ魅力や価値、秘める可能性をブランド化し、相応の価格取引を実現することで、市場を通じて広く流通を図り、「なはまぐろ」の認知度向上及び消費活性化につなげていく必要がある。

したがって、本事業においては、ブランド戦略に基づく取組として、「なはまぐろ」の商品価値を効果的かつ効率的に伝えるため、SNS やポスター、チラシ、パンフレット等による PR やプロモーション活動を通じて、市民・県民・観光客への積極的な訴求、販売促進や消費活性化を図っていく。これらの取組を継続して実施することにより、「なはまぐろ」の認知度を向上させ、漁業者の労働生産性や価値の向上による所得の向上、関係企業や団体等の収益向上を図ることを目的に実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3 業務内容

(1) トータルアドバイザーの選任業務

次の「なはまぐろ PR 活動促進業務」及び「なはまぐろ消費活性化支援業務」の実施に際しては、広報・マーケティングの専門知識と経験、消費者データや市場動向等からの分析、消費者の興味を引くための創造的なアイデアやクリエイティブ思考、関係者と協力し戦略を実行に移すための計画立案や進行管理のプロジェクトマネジメントなど、トータルアドバイザーを選任し、体制を整備すること。なお、アドバイザー選任にあたっては、選定理由等を含め、市と協議のうえ決定するものとする。

【なはまぐろ PR 活動促進業務】

(1) 「なはまぐろ」を取り扱う事業者の探索等業務

「なはまぐろ」を取り扱う市内事業者（以下「取扱事業者」という。）約 30 者（社）程度を探索のうえ、当該事業者に対し「なはまぐろ」のブランド化推進の目的や各種取組等を伝えながら、さらなる理解促進を図るとともに、必要な関連情報をまとめること。

(2) 情報発信業務

「なはまぐろ」ブランドコンセプトや価値等を効果的かつ効率的に周知広報を図るため、以下の方法により情報発信を行うこと。

① PR ツールの製作及び配布

令和 3 年度より製作及び配布を行っている「なはまぐろ PR ツール（のぼり旗、ポス

ター、店舗用PR動画、シール等（以下「PRツール」という。）の仕様や様式を引き継ぎ、前述（1）の取扱事業者に対し、PRツールの店舗等での活用に関する要望調査を実施し、必要数を確認すること。なお、のぼり旗、ポスター、PR動画、シール等のPRツールについては、改善案や新たな提案も可能とする。

また、次に示す令和6年度の取扱事業者については、前述（1）の取扱事業者とは別に要望調査を行い、必要数を確認すること。なお、その後の活用も見据えた見込数を市と調整のうえPRツールを製作すること。さらに、PRツール製作後は、速やかに取扱事業者へ配布すること。

	【令和6年度実績】		【令和7年度予定】
配布事業者	・泊魚市場買受人協同組合（なはまぐろ市場） ・沖縄鮮魚卸流通協同組合（泊いゆまち） ・金秀商事株式会社（タウンプラザかねひで） ・株式会社野嵩商会（ユニオン、ロピア） ・株式会社丸大（スーパー丸大） ・沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部 ・那覇商工会議所青年部（Y E G） ・那覇市第一牧志公設市場		同左＋α
配布数	・のぼり旗（スリムショート）	50本	150本以上
	・ミニのぼり旗（クリップ式スタンド）	50本	0本
	・ミニのぼり旗（スタンド）	50本	0本
	・ポスター	0枚	300枚以上
	・店舗用PR動画	0本	1本（5分程度）
	・シール	1,000,000枚	1,000,000枚以上

② 「なはまぐろ」パンフレットの製作及び配布

次のとおり、パンフレットの製作及び配布を行うものとする。なお、デザイン等については、市と協議のうえ決定するものとする。

ア 配布対象

市民、県民、観光客、取扱事業者の他、その他の飲食店、小売店舗等

イ 内容

「なはまぐろ」の概要及びコンセプト、価値や魅力等を分かりやすくまとめ、興味関心を引く内容とする。

ウ 配布先

公共施設の他、取扱事業者、その他の飲食店、小売店舗等とする。ただし、効果的なPR促進を図るため、その他の提案も可能とする。

エ 発行部数

10,000部以上とする。ただし、ウの配布先への設置可能数等のヒアリングに加え、年間を通して効果的なPR促進を図るため、予備等も含めた発行部数の提案も可能とする。

③ 「なはまぐろ」取扱事業者紹介用のミニ広報誌製作及び配布

次のとおり、ミニ広報誌の製作及び配布を行うものとする。なお、デザイン等については、市と協議のうえ決定するものとする。

ア 掲載対象事業者

3 (1) の取扱事業者

イ 内容

取扱事業者の概要、「なはまぐろ」を使用したメニュー写真や内容、その他のおすすめメニュー、店主のコメント、駐車場情報等を分かりやすくコンパクトにまとめ、消費者の興味関心を引き誘客につなげる内容とする。

ウ 配布先

那覇空港到着ロビーやレンタカーステーション等、観光客等への周知につながる場所に加え、市内コンビニエンスストアや公共施設等とする。ただし、効果的なPR促進を図るため、その他の提案も可能とする。

エ 発行部数

1,000部以上とする。ただし、年間を通じて効果的なPR促進を図るため、予備等も含めた発行部数の提案も可能とする。

④ 周知広報

市広報誌（なは市民の友）や民間の広報媒体、沖縄都市モノレール及び駅構内、路線バス、航空機内誌等の広告に加え、全国含むテレビ放送、SNS等を積極的に活用し周知広報を実施する。これらの媒体を通じて、多くの人に情報を届け、認知度向上を図る。また、SNS運用管理も含め、PRやプロモーション活動を積極的に行い、前述の①から③、次の(3)で取り組む内容や対象者にとって興味深い内容を掲載することで効果的な周知を行う。

【なはまぐろ消費活性化支援業務】

(1) 消費活性化支援業務

「なはまぐろ」の拠点である泊漁港において、「なはまぐろ市場」及び「泊いゆまち」と連携して販売促進及び消費活性化を図るため、以下の取組を行うこと。

① コンセプト設定

「なはまぐろ市場」及び「泊いゆまち」のより消費活性化を目指し、泊魚市場で水揚げされる新鮮な「なはまぐろ」など豊富な水産物の提供に加え、市民、県民、観光客等を含むコミュニティイベントの実施や特産品フェアの企画を通じて、地域全体を巻き込みながら食文化の体験を提供することで、さらなる賑わいを創出し、魅力ある市場としてのインパクトを与えるコンセプトを設定すること。

② 魅力創出・消費者誘客支援

「なはまぐろ市場」及び「泊いゆまち」の魅力創出と誘客促進による消費活性化を目指し、一目で「なはまぐろ市場」及び「泊いゆまち」と認識可能なロゴやキャッチフレーズ制作、SNSやウェブサイトを活用して定期的なイベント情報発信、ビジュアル面での魅力創出を図る。また、地元メディアや観光ガイドと連携した特産品フェアやイベント等の告知及び実施を行い、広範囲にわたるプロモーション活動を展開すること。

③ 「なはまぐろ市場」の設備機能及びソフト面の強化支援

「なはまぐろ市場」の各店舗の誘客及び売上向上を図るため、飲食店営業に必要な設備導入支援及び保健所許可取得の支援を行うこと。また、市場の魅力を一層引き出す雰囲気作りに加え、店舗オリジナル商品の開発、品質管理の指導及び支援等を実施する。これらの支援を通じて、店舗運営の円滑化及び魅力の向上、新たなメニュー提供による消費者の惹き付けを促進し、市場全体の成長発展につなげる土台づくりとする。

④ 令和6年度レシピ活用促進

令和6年度の取組にかかる野菜ソムリエ考案の「なはまぐろ」等を使ったレシピの活用による消費活性化に向けて、令和6年度実施のアンケート調査結果を踏まえながら、「なはまぐろ市場」の各店舗への意向聴取及び活用ならびに自走につなげる伴走支援を実施すること。これらのレシピ活用については、イベント実施においても同様に取り組むものとする。

⑤ アンケート及びヒアリング調査等

市場やイベント等への来訪者や市場内各店舗を対象に、①から④の取組の効果を確認し、課題や問題等を明らかにすることにより、さらなる市場の魅力向上及び持続的な発展を目指す事を目的としてアンケート及びヒアリング調査を実施する。なお、実施手法については、事前に市と協議のうえ決定するものとする。

⑥ 本事業の進捗確認等を踏まえ持続可能な取組に向けた提言

本事業の開始以降、適宜、市場各店舗とコミュニケーションを図りながら、ニーズを聴取し本事業へフィードバックを行い、修正も含め反映するものとする。なお、本事業完了後には、受託事業者として事業遂行を通じて見えた課題や改善点等を洗い出し、整理したうえで、次年度以降への持続可能な取組に向けた提言をするものとする。

【共通業務】

(1) 管理・運営業務

本事業において、問い合わせへの対応や業務の進捗管理等の実施に関する全ての管理・運営を行う。

(2) アンケート調査業務

以下の内容で「なはまぐろ」の認知度に関するアンケート調査及び分析を実施する。なお、アンケートの実施時期・実施方法等は市と協議のうえ決定する。

① 対象者及び必要サンプル数

アンケートの対象は市民・県民とし、必要サンプル数は4,000件以上（市内：800件程度、市外：3,200件程度）とする。

② 質問数・質問内容作成

アンケートの質問数は7問以上とし、本業務の効果検証及び今後どのような方向性で「なはまぐろ」のPRを進めることで、認知度向上や消費促進、価値向上等につながるか勘案したうえで質問を作成する。また、その理由を踏まえ市と協議のうえ決定する。

③ 集計・分析

アンケート調査により収集した回答を男女別、年齢別に集計し、回答から得られる情報を踏まえて、今後の「なはまぐろ」の認知度向上及び消費促進、価値向上等の観点をもって分析を行い課題点や改善点、次年度に向けての施策を業務完了報告書に盛り込む。

(3) 事務管理業務

① 実施計画の策定

業務実施方針及び業務内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。また、印刷物を1部、電子データも併せて提出すること。

② 業務責任体制の明確化等

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を示すこと。本事業の期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③ 会議の開催

業務進捗状況の定期報告（月 1 回以上）、必要に応じて協議を目的とした会議を適宜開催すること。

④ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が行うこと。

⑤ 資料等の整備と保存

本事業で使用した資料等を整理し保存すること。

⑥ 業務完了報告

本事業が完了したときは、本市の確認を経て、次の成果物を速やかに提出すること。

- ・実施アンケート原票、集計に使用した電子データ（エクセルで利用できるファイル形式であること）

- ・広報媒体及びその電子データ

- ・全ての写真・動画等の素材

※本計画書は、契約時に提出するが、修正があった場合は適宜提出すること。

- ・業務完了報告書（紙 1 部及び電子データ 1 式）

⑦ リスク管理

想定されるリスクを抽出し、これの適切な管理及び対応を行うこと。

⑧ 費用負担

「3 業務内容」の各業務にかかる費用については、当該委託料から負担するものとする。これには、労務費、材料費、交通費、通信費、法定手続きにかかる費用、ならびにその他の関連経費が含まれる。各業務において想定する費用については、「様式 4」にて詳細に記載し提案すること。また、受託事業者は、業務履行にあたり予算管理を徹底し、効率的かつ適正に委託料を使用する責任を負うものとする。さらに、本仕様書に定める条件を遵守するため、本市と事前に必要な確認および調整を行うこととする。

4 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。また、経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合(不備)が認められる場合において、引き渡しを受けた後 1 年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

① 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

② 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上